

札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年条例第36号）新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 札幌市情報公開・個人情報保護審議会（第2条－第8条）</p> <p>第3章 札幌市情報公開・個人情報保護審査会</p> <p>第1節 所掌事務及び組織（第9条－第12条）</p> <p>第2節 審査請求に係る調査審議の手続（第13条－第21条）</p> <p>第4章 雑則（第22条－第26条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p><u>（目的及び設置）</u></p> <p><u>第1条 情報公開及び個人情報保護に係る施策の適正かつ円滑な運営を図るため、札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会を設置する。</u></p> <p>第2章 札幌市情報公開・個人情報保護審議会</p> <p><u>（所掌事務）</u></p> <p><u>第2条 札幌市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事務を行う。</u></p> <p>(1) 市長の諮問に応じ、情報公開及び個人情報保護に係る施策に関する重要な事項（札幌市情報公開・個人情報保護審査会の所掌に属するもの及び札幌市公文書管理条例（平成24年条例第31号）第2条第5号に規定する特定重要公文書に関する事項を除く。）について調査審議すること。</p> <p>(2) <u>実施機関（札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号及び札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、当該実施機関が実施する特定個人情報保護評価（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関する特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 札幌市情報公開・個人情報保護審議会（第2条－第9条）</p> <p>第3章 札幌市情報公開・個人情報保護審査会</p> <p>第1節 所掌事務及び組織（第10条－第13条）</p> <p>第2節 調査審議の手続（第14条－第18条）</p> <p>第4章 雑則（第19条－第22条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p><u>（目的）</u></p> <p><u>第1条 この条例は、札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会について必要な事項を定めることにより、本市における情報公開及び個人情報保護に係る施策の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。</u></p> <p>第2章 札幌市情報公開・個人情報保護審議会</p> <p><u>（設置及び所掌事務）</u></p> <p><u>第2条 次に掲げる事務を行うため、札幌市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p> <p>(1) 市長の諮問に応じ、情報公開に係る施策に関する重要な事項（札幌市公文書管理条例（平成24年条例第31号）第2条第5号に規定する特定重要公文書に関する事項を除く。）について調査審議すること。</p> <p>(2) <u>本市の機関又は本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、当該本市の機関又は当該地方独立行政法人が実施する特定個人情報保護評価（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価をいう。）に関する特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）の取扱いについて調査審議すること。</u></p>

の取扱いについて調査審議すること。

(3) 個人情報保護条例の規定により審議会に属することとされた事務

- 2 前項各号に定める事務を行うほか、審議会は、必要があると認めるときは、情報公開及び個人情報保護に係る施策に関する事項（札幌市情報公開・個人情報保護審査会の所掌に属するもの及び札幌市公文書管理条例第2条第5号に規定する特定重要公文書に関する事項を除く。）に関し実施機関に意見を述べることができる。

第3条～第6条 （省略）

（部会）

第7条 （省略）

2・3 （省略）

（新設）

- 4 前条の規定は、部会の会議について準用する。

第8条 （省略）

（新設）

第3章 札幌市情報公開・個人情報保護審査会
第1節 所掌事務及び組織

（所掌事務）

第9条 札幌市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 次に掲げる条例の規定により諮問される審査請求

ア 情報公開条例第17条第1項

イ 個人情報保護条例第39条

(3) 札幌市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第8号）第8条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

- 2 前項各号に定める事務を行うほか、審議会は、必要があると認めるときは、情報公開及び個人情報保護に係る施策に関する事項（札幌市公文書管理条例第2条第5号に規定する特定重要公文書に関する事項を除く。）に関し本市の機関又は本市が設立した地方独立行政法人に意見を述べることができる。

第3条～第6条 （現行のとおり）

（部会）

第7条 （現行のとおり）

2・3 （現行のとおり）

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

第8条 （現行のとおり）

（意見の聴取等）

第9条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、本市の機関の職員、本市が設立した地方独立行政法人の職員若しくは役員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

第3章 札幌市情報公開・個人情報保護審査会
第1節 所掌事務及び組織

（附属機関の名称等）

第10条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づく附属機関のうち、次に掲げる規定により諮問される審査請求について調査審議するものの名称は、札幌市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）とする。

- (1) 情報公開条例第17条第1項

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項

(2) 前号に掲げるもののほか、情報公開及び個人情報保護に係る施策に関する事項であって、審査会の意見を聴く必要があるものとして市長が特に諮問する事項

第10条・第11条 (省略)

(部会)

第12条 (省略)

2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

4 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

5 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第3項中「過半数」とあるのは、「全員」と読み替えるものとする。

第2節 審査請求に係る調査審議の手続

(定義)

第13条 この節において「諮問庁」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 情報公開条例第17条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁

(2) 個人情報保護条例第39条の規定により審査会に諮問をした審査庁

2 (省略)

3 この節において「個人情報」とは、個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報及び当該個人情報に該当しない同条第3号に規定する特定個人情報をいう。

(調査権限)

第14条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る公文書又は公文書に記録された個人情報(以下「対象公文書等」という。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は公文書に記録された個人情報の開示を求められない。

第11条・第12条 (現行のとおり)

(部会)

第13条 (現行のとおり)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

2 第6条及び第7条第2項から第4項までの規定は、審査会の部会について準用する。この場合において、第6条第3項中「過半数」とあるのは、「全員」と読み替えるものとする。

第2節 調査審議の手続

(定義)

第14条 この節において「諮問庁」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 情報公開条例第17条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁

(2) 個人情報保護法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁

2 (現行のとおり)

3 この節において「保有個人情報」とは、個人情報保護法第60条第1項ただし書に規定する地方公共団体等行政文書に記録された同項本文に規定する保有個人情報をいう。

(調査権限)

第15条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る公文書又は保有個人情報(以下「対象公文書等」という。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示を求められない。

2・3 (省略)

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第15条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第16条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第17条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第14条第1項の規定により提示された対象公文書等を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第15条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第18条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧又は交付について、その日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

2・3 (現行のとおり)

4 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第1項の規定により提示を求めた対象公文書等を閲覧させることができる。

(削る。)

(削る。)

(調査審議手続)

第16条 審査会の調査審議の手続は、この節及び行政不服審査法第81条第3項において読み替えて準用する同法第5章第1節第2款に定めるもののほか、第14条第1項第1号に掲げる審査庁については、同法第74条の審査庁とみなして、同款の規定を準用する。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(調査審議手続の非公開)

第19条 この節に規定する調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が認めた場合は、公開することができる。

(答申書の送付)

第20条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

(準用)

第21条 この節(前条を除く。)の規定は、第12条第4項の規定により部会の決議をもって審査会の決議とする場合について準用する。

第4章 雑則

(意見の聴取等)

第22条 審議会又は審査会は、その所掌事務(第9条第1号の事務を除く。)を遂行するため必要があると認めるときは、実施機関の職員(本市が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)の役員を含む。)その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

第23条～第25条 (省略)

(罰則)

第26条 第8条(第11条において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第17条 審査会の調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が認めた場合は、公開することができる。

(削る。)

(準用)

第18条 この節の規定は、部会について準用する。

第4章 雑則

(削る。)

第19条～第21条 (現行のとおり)

(罰則)

第22条 第8条(第12条において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。